

滋賀県環境審議会自然環境部会議事録

日時：平成 21 年(2009 年)12 月 2 日(水)

午後 2 時～午後 4 時 10 分

場所：大津合同庁舎 7A 会議室

出席委員：

11 名中 9 名出席

出席：生駒委員、岡田委員、須藤委員、檀上委員、寺田委員、濱崎委員、深町委員、
増田委員、松井委員

欠席：岩田委員、松山委員

議題：

1. 特定鳥獣保護管理計画（カワウ）の策定について（諮問）
2. 平成 21 年度生育・生息地保護区の指定について（諮問）
3. その他

議事概要：

事務局：

定刻になりましたので、ただ今から滋賀県環境審議会自然環境部会を開催します。

皆様におかれましては、公私共々お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、開催に当たりまして、琵琶湖環境部自然環境保全課長の鮎川から御挨拶申し上げます。

課長：(あいさつ)

事務局：

議事に入ります前に、当自然環境部会の成立について確認させていただきます。当部会の成立には、滋賀県環境審議会条例第 6 条第 6 項において準用する第 5 条第 3 項の規定により、部会委員の過半数の出席が必要でございます。

本日は、委員 11 名中、現在 9 名の委員に出席いただいております。成立していることを報告させていただきます。

それでは、まず、本配布させていただきます資料の確認をさせていただきます。次第に資料一覧をつけておりますので、御確認をお願いいたします。

事務局：

本日の議題は 2 件でございます。

一番目の議題は、「特定鳥獣保護管理計画(カワウ)の策定について」、二番目の議題は、「平成 21 年度生育・生息地保護区の指定について」でございます。

これらの議題について、御審議いただきたいと思っております。

それでは、以降の進行につきましては、部会長、よろしくお願いします。

部会長：

それでは、お手元の議事次第にしたがいまして審議に入りたいと思います。

一つめの議題の「特定鳥獣保護管理計画（カワウ）の策定について」ですが、当審議会に諮問され、部会の意見が求められています。まず最初に、今年度の生息状況等と併せて事務局から説明を願い、審議に入りたいと思います。事務局、説明願います。

事務局： 説明

部会長：

ありがとうございました。ただ今の説明について、御意見・御質問はございますか。

委員：

素人的な質問で申し訳ありませんが、対策や経緯などの確に書き込まれていると思うのですが、カワウの増えた原因、背景についてもう少し踏み込んで、よくわかっていないのかもしれませんが、書き込んでいただくと、それに対する対応策、具体的被害に対する対策などいろんな面から全体像が見えてくるような気がするので、そのあたりを御説明いただきたいと思います。

事務局：

全体的な話ですが、計画の背景のところでもカワウの増加した原因などについて記述しております。なんでこんなに急激に生息数が増えたのか、という点については、あまりよくわかっていないところもあるのですが、言われている原因としては水質の改善などが進んだことによって餌となる魚類が増加したこと、アユやフナなどの放流魚の増加や養殖業の大規模化など、餌資源へのアクセスが容易になったことがあります。これは、全国の話ですが、滋賀県についても当てはまることですし、加えて、竹生島や伊崎半島は広大な水辺付近の樹林帯という点から、カワウの生息に非常に適した地域なので、ここに一気に集中した結果であろうと考えています。

委員：

ありがとうございます。それでですね、お聞きしたいのは、もう少し踏み込んで、カワウの天敵はなんなのか。想像するに、天敵が衰退するものだから、これが追い風になって生息数が増えたなどがあるのではないですか。このあたりに踏み込んでいかないと、個体数を人間の手で減らす、ということだけに終始しますと、まえに議論が行われたネットワーク構想、これが滋賀県の自然環境行政の指針となるものかもしれませんが、これとの整合性が乏しいような気がするんです。このあたりにもう少しふれてほしいな、という願いがあります。それからもう一つですが、全国に飛来し、という表現がありますが、ではどこに飛来しているのかなどについて特定できていないのかという疑問がわくのです。広域的な枠組みでの対策の必要性を言うのならば、冬期に移っている場所との連携が必要と思われるので、このあたりにもう少し具体的にかけないのかな、という気がしました。

事務局：

まず、天敵とおっしゃるのは、個体数を抑えるのは人間による取り組みなのか、という御指摘かと思います。カワウの天敵はいるのでしょうか？

委員：

計画の中では、カラスによって卵がとられたなどの表現が少しあります。また、いわゆるワシタカ類との関係がどうなんだろうとか。それ以外のカワウに対する自然界の注目すべき相手についても明らかにしておきながら、それによれないんで人為的に被害が甚大なので強制的に数を下げます、という表現がほしいんですね。こういった管理計画であるのならば。

事務局：

委員の御指摘は、対策としてカワウの個体数そのものに手を入れるというよりも、生態系のバランスを調整していくという面を強調すべきということですね。そのことについては、生息環境の整備の中にカワウの採食活動に影響するであろう河川について、昔の姿に戻していくとの話はしております。ただ、カワウは生態が完全には解明されていない種でして、一時絶滅に瀕してから莫大に増えた理由としてもっとも大きな理由は水質が改善したことではないかとの推測がされているくらいです。では昔の汚い状態に戻せ、という話にはならないと思いますので、カワウについてはちょっと特殊かな、と考えています。ただ、おっしゃる意味はよくわかりますので、ちょっと表現を検討させていただくということになるかと思います

もう一点の広域に移動するところで、どこに移動しているのか、という話ですが、バンディング調査を県で行っておりますし、環境省がGPSでの追跡調査を行っております。バンディング調査の結果として、琵琶湖の個体が熊本で確認されています。ただ、すべての個体がどこに行くのか、については残念ながらつかみ切れていません。おそらく近畿圏のカワウは、静岡の富士川あたりを境に西側、関東のカワウは東側を移動しているのではないかと、言われています。いずれにしろ、このように広域を移動しますので、関係府県で連携して取り組む、というのが重要だと考えています。

委員：

カワウの天敵についてですが、カワウは陸上生態系で言ったら猛禽類に位置します。ですので、明確な天敵といえば、人間ですか。人が活動するような場所では、臆病な種ですので、コロニーが作れないようです。あとはワシタカ等と同じで、ちっちゃな頃はカラスだとかイタチ、テンなどが敵となると思います。ですので、いわゆる生態系の真ん中あたりの種に対する天敵、というのはカワウについては想定できないと思います。

私も生息環境整備の部分の書きぶりが弱いかな、という気がしてはいます。それなりに書いていると思いますが、ちょっと具体性がないかな、という点は否めないと思います。おそらく、カワウの問題の根本解決は、川をもとの状態に戻し、究極は堰やダムなど、遡上性の魚を増やすことをじゃましているものを取っ払って、このような魚を放流しなくても天然でいる状態で、なおかつ川が蛇行しており魚が隠れる場所が多くあるような状態で、簡単にはカワウが魚を捕れない状態を目指すのでしょうか。放流魚ではない天然魚は、カワ

ウから隠れる、あるいは逃げるすべを持っているので、こんな魚ばかりの川にすれば、それなりにカワウの数もコントロールされるだろう、というのが目標なんだろうが、このような夢物語みたいなのを書くのか、もっと大胆に、滋賀県でモデル的にこのような川を作っていく、と書くのか、このような話だと思います。

部会長：

今のお話しに関して、かつて今ほど放流をしなかったところに、カワウが食べている魚の中でどれだけ人間にとって影響があったのかについては十分に分析されていないのですよね。竹生島にたくさんのカワウがいますが、これらが食べる魚のうち人間が放したものが主になっているのか。カワウだって生きていくために魚を食べなくてはならないので、この食べている魚の種が時代によって大きく変わってきているのかどうか。もし、すごく変わってきている場合には、カワウばかり責めるわけにはいかなく、カワウを増やすような政策を川関係者が行っているということもあるので、難しいところですよ。

委員：

一点、外来魚の記載がないことが気になりました。おそらく外来魚の増加がカワウの増加に一定寄与していると思われるのですが。冬期にはおそらくかなり外来魚を食べていると思います。もし、これを書けるだけの資料があるのならば、書いてもいいのではないかな、とずっと思っていました。

事務局：

こと滋賀県の場合、冬期にはほとんどいなくなります。いままでのところ多くて 1,000 羽。ですので、外来魚対策は滋賀県にとってはカワウ対策とのリンクは低いかな、と思っています。むしろ冬に多い地域で、内水面などで外来魚問題があるところ、例えば関東などでは、そのような点も考慮する必要があるだろうとは思っています。

委員：

21 年度のカワウ捕獲結果の概要の中で、春に来ている数が若干減っているのと、今回小コロニーとかねぐらにおける個体数の推移について、瀬田川と姉川に新しく確認されている理由はあるのですか。

事務局：

春期の数が減っているとの話ですが、この調査は 5 月のデータですが、これまでに 4 月から捕獲が始まっています。ですので、5 月カウント前に捕獲されている個体も 5,000 羽程度あります。小コロニー・ねぐらについてですが、瀬田川について、大石にねぐらがあることがわかっていました。このちょっと上流の外畑にコロニーがあることが平成 21 年に初めて確認されました。ここの個体は、冬期には大石でねぐらをとって、繁殖期には外畑でコロニーを形成しているようです。今後、両方で調査を行いながら利用の状況について確定をしていきたいと思っています。姉川について、宮部でねぐらがあるという情報があります。この情報に基づいて調査を続けているのですが、我々の調査ではまだねぐらを確認しておりません。もう少し調査を継続し、この地域にねぐらがあるかどうかを確認したいと思

ます。

委員：

では、瀬田川では、元々いたやつが今年わかったということですね。

事務局：

その通りです。今年度、場所が判明したということです。

委員：

もう一つ、飛来した数の問題で、3月4月に銃器を使ったので、これによってくる数が減ったという感じはないのですか？

事務局：

当初、昨秋 75,000 羽まで増えましたので、今年の春には 47,000 羽くらい帰ってくるだろうと想定しておりました。3月からの捕獲で5月までで 5,000 羽くらい捕獲されているのですが、これが全く捕獲されていなかったとしても 37,000 羽と当初の見込みより約 1 万羽少ないことになります。ですので、銃器による追い払いのみの効果ではないと思っています。昨秋の増加個体は、大半がその年に生まれた個体ですので、もしかしたらまだ竹生島等にきて繁殖するステージには無いのかもしれない、他の所にとどまっている可能性もあると思います。これらいくつかの要因で、今年の春にはあまり来なかったのではないのでしょうか。ですので、今年は来なかったけど、去年生まれたカワウが来年に来るかもしれない。ここ数年かけて、莫大な数の雛が育ちながら徐々に帰ってくる、ということも想定しておく必要がある、と考えています。

委員：

5 ページの図 1 なんですが、凡例が見えにくいところがありますし、「志賀町」という表現がありますが、この名前はいいのでしょうか？公表されるならば、見えにくいと思います。あと、被害がある程度軽減されて、植生を復元するという段階になったときに、カワウの被害に強い樹種を植栽する、となっていますが、今後どのような考えでどんな樹種を植栽するのかについて、ある程度合意や技術的な面から想定がされているのかお聞きしたいと思います。

事務局：

図については、見やすいように修正します。

植栽について、伊崎半島については国有林ですので、林野庁が検討しているところですが、「どのような樹種にするか」については研究中です。竹生島については、県も含めて今後「樹種」を考えていきたいと思っています。ただ、基本的には、竹生島や滋賀県に自生していた樹種を中心に考えていきたいと思っています。これにつきましては、カワウが全くいなくなるというわけではないので、どういう樹種にするかについてはこの点も含めて考えなくてはならないと思っています。ですので、現段階では明確にはお答えできません。

委員：

被害に強い樹種というのは、例えばどのようなものでしょうか？

委員：

ヒノキは巣をかけやすかったり、枝折りをされるんですね。強い樹種は特にはないのですが、ツバキなどは糞が流れやすいなどありますので、いろんな形でデータを集めながら研究を行っている段階です。

委員：

考え方としては、郷土樹種を基本として、ということですか。

事務局：

そうです。カワウに強い、ということだけを条件に樹種を選ぶということにはならないと思います。

委員：

伊崎半島については、ヒノキ林が多いです。ヒノキは一番巣を作りやすいし、糞がつくと流れにくいために弱りやすく、被害が拡大してきた状況があります。ですので、ヒノキは植えるのですが、被害があわないようにしなくてはなりません。

委員：

今年の生息状況についてですが、先ほどの説明では、「全国 15 万羽のカワウのうち約 1/3 が滋賀県にいます。」と。ですので、この計画は全国から非常に注目を浴びると思います。今年の数が減りました。何で減ったか。3 万羽に対して 2 万羽射殺したので減らすことができました。このように数が非常に大きいんですね。ですので、あらゆる切り口から、妥当性など議論されると思いますので、データそのものをしっかり持っていただきたいと思いますし、計画が一人歩きしていきますと、マックス値などが議論されますので、この裏付けデータについてしっかりと管理して、受け継いでいていただきたいと思います。また、今年の数が初めて 3 万羽を切りました、ということと、早期の段階で成鳥を落とし繁殖を抑えることができたということが重要だと思います。今回の調査では、説明をしていた中では、非常に数字の整合性がうまくとれており、見事だなと思います。たぶん全国でもこの規模でこのような個体数管理をしたデータはあまりないのではないかと思います。ですので、滋賀県のカワウに対する実行計画は注目されると思います。しっかりとした理論を築いておいて、どっからどうつっこまれても崩れないような体制でないと、時代が変われば非難のもと滋賀県にあり、というとんでもない話に流されないようにしてほしいと思います。今回、非常に効果を整然と発表してもらいましたので、今後、これを維持しなくてはなりません。生息数などについても非常に注目されると思います。

また、これらについて、滋賀県にすべて押しつけるのかということ、予算がそんなにあるはずがないので、環境省などに滋賀県のローカルな話ではないんだ、ということを訴えて行かないと、ある時予算がなくなったからもうできません、というような話になし崩し的になってしまう危険性があるのではないかと、思います。このためにも、今年発表しても

らった数字が土台になると思いますので、モニタリングを含め、公表についてもわかりやすく行い、正々堂々と議論を行っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

部会長：

ありがとうございます。他に御発言の無い方、なにかありませんか。

委員：

伊崎半島、竹生島との記述を見させていただきまして、夜になると人がいなくなるんですよね。このあたりの背景について記載しておく方がいいのではないですか。人間との距離感がどんなものかな、というのが気になりました。

委員：

伊崎不動尊については、去年の12月から住職が住むようになっています。もともと不動尊がある北側にはカワウが入っちゃ困るということで、一生懸命追い払いも行っていきますので、まだ営巣は行われていません。最近、よく人がお寺に向かって歩くので、カワウに対する抑止効果があると思っています。

委員：

宝蔵寺について、弁才天のことしか書いていませんが、西国札所にもなっていますし、参拝者の動向などについても気になる場所ですね。このあたりがもう少し入れられればいいかな、と思います。

部会長：

今御指摘のあった点について、どれくらい調べられるかわかりませんが、バックデータとして持つておくのはいいかもしれませんね。

委員：

アユの放流と、被害の程度には相関はないのですか？アユの放流は琵琶湖で継続的にやられているのですよね？この放流の量と、カワウが来る数には相関は無いのですか？話を聞いていると、アユを稚魚のころに放流したものが餌となりやすいのであれば、放流時期とか放流量と関係があるのかな？と思いました。ならば、時期や大きさなどタイミングを考えた方がいいのかな？と今思いついたことですが、発言をさせていただきます。

事務局：

御指摘の点はあると思います。放流すると、そこにカワウが飛んで来る、という話は聞きます。ただ、放流時期について、4月を5月にしたら、カワウも4月から5月にかえてやってくるでしょうから、単純に時期をずらすだけでは効果が薄く、分散放流などで日にちをずらしてあちこちで放流するとか、ある程度大きくしてから放流するなどの対策は、すでに各漁協さんが実施されておられます。

委員：

瀬田川の外畑のコロニーについて、コロニーを拡大しないようにという観点から、外畑のコロニーについては、小規模であります。今のままで放置しておくのか、小規模の捕獲を行うのか。あるいは、他府県に拡大するのを防ぎたいとの話もありましたが、竹生と伊崎以外のコロニーで、被害もそれほど拡大していないというところがあれば、そのままにしておかれるのか、についてお聞きしたいと思います。

事務局：

特定計画は、小コロニーの拡散は抑止する、となっております。今、委員がおっしゃっていただいたように、外畑については、猟友会の御協力をいただき捕獲したと聞いております。外畑が今後拡大して第二第三の竹生、伊崎になるのは防がなくてはなりませんので、基本的には早期に手を打つ、ということになるかと思っております。他府県にまでいって滋賀県が何かをするわけには行きませんので、他府県での分布あるいは生息数については、広域的に連携して同じ方向を向いてみんなで対応していこう、ということになると思っております。

委員：

他府県に拡大するので、滋賀県でできるだけ対応しよう。

事務局：

そうですね。琵琶湖で繁殖して、冬になるといろんな地域に移動する、と、琵琶湖とおもに近畿圏を中心に夏冬で移動しておりますので、結局滋賀県で個体数調整をしますと、近畿全体の個体数調整をしているという感覚になります。ですので、我々もやりますし、我々がやるからには、近畿のみんなもやって頂きたい。先ほど委員から御指摘ありましたが、滋賀県はほぼ日本の半分のカワウを個体数調整しようとしておりますので、これは滋賀県だけの問題ではないはずである、と。これについても環境省に言っております。一つには、国が国としての役割を果たすという意味でも、法定計画にするというのは意味が大きいと思っております。

委員：

今の段階では、カワウが少し減りましたが、これはよそに移動したからというわけではないですね。

事務局：

そうです。基本的に、滋賀県に入ってきたものを捕獲しておりますので、追い散らしているという認識はございません。

部会長：

まあ、しかし、先ほどありましたように、去年生まれたやつがどこかにいつているかもしれないという話もありますね。カワウを絶滅させるわけにはいきませんが、適切な数を決めて、これに向けて対策を行うというのが一番いいのですが、滋賀県ほどデータを持っているところは他に無いのですよね。

事務局：

最近、中部近畿の 15 府県でようやくデータをそろえだしています。しかし、最近そろえ始めた県については、十分な精度が確保できていないところもある、と聞いています。

部会長：

全体的に見れば、滋賀県はやっぱり非常に注目される県ですので、それなりに責任もあります。ですので、裏付けのデータについては、ちゃんと整備する必要がありますね。

事務局：

先ほども御指摘いただきましたが、科学的管理のためにデータをちゃんと管理しなさい、というのはまさにその通りと認識しています。

委員：

ちょっとお願いなんですけど、この保護管理計画は、公表されるとすごく注目されると思います。その理由は、他府県の計画が被害管理を中心としているのに対して、滋賀県の計画は個体数管理を柱としているからです。特に、計画の最初の何年かは、コロニーに集めておいて数を減らす、そして・・・、というようなストーリーがあるのですが、これについてよそからどうこう言われないように、被害管理と生息環境管理との適切なバランスが重要になってくると思います。集めて捕獲しようとしているのだから、カワウを追っ払うとか、植生の対策のために工事をしたらカワウがいなくなって捕獲に不利になったとか、そのような各対策の実施がお互いの足の引っ張り合いにならないような調整が、これから非常に重要になってくると思います。今後数年間は、個体数調整をメインにやっていくので、追い払いは限られた場所や時期のみでやりますよ、とかの説明を内にも外にもしていかないと、撃ってばかりでなんで被害管理をやっていないの、とかの批判が出てくると思います。ですので、個体数コントロールをメインとし、これが被害管理になってくるので、しばらくはこの体制で他の対策とのバランスをとりますよ、という説明をいろんな場所でやっていただきたいな、と思います。

部会長：

よろしいでしょうか。いろんな意見が出ましたが、特にここをこういう風に絶対修正せよ、との意見は無かったようですが、何点か反映させてほしいという意見も出ましたので、対応をお願いします。それでは、特に案の完全な修正が必要だとの意見はないようですので、これで答申ということではよろしいでしょうか。

各委員：

異議無し

部会長：

ありがとうございます。それでは、案の付け足しはまたみんなにお送りいただくこととして、案について妥当と認められた、と答申したいと思います。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、平成 21 年度生息・生育値保護区の指定に

ついて、でございます。事務局より説明をお願いします。

事務局： 説明

部会長：

ありがとうございました。それでは今説明のあったことについて、御意見御質問でございますでしょうか。

委員：

保護区の設定について、特に布施溜のほうですが、ため池の水は布施山のほうからの水だと思うので、ため池がため池であるためには、集水域も一体で管理するのが望ましいと思うのですが。これまで保護区を設定する際には、必要最小限で範囲設定をされておられます。これからは、生態系もしくは集水域という観点から指定のエリアを考えるべきだと思うのですが。そのあたりのお考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。

事務局：

布施溜の保護しようとしている希少野生動植物種の生息地としては、ここが生息地となるのですが、もちろんここだけで生態系が完結しているわけではない、という御指摘だと思います。その点については、その通りだと思います。では、どこまで指定範囲を広げるのかとなってくると、この制度は規制制度でございますので、具体的に行為を規制しています。一定の行為については事前に届け出をさせて、指針に沿わないものについては一定の不利益処分を科す、という制度でございますので、どこまで広げるかについて制度上の制約がございます。ですので、この制度でゾーニングをして規制をするのは、直接的な生息地。他方で、生き物なり環境なり自然なりを守るというのはこの制度だけではございません。規制だけではなく地元の住民の方々の御協力をいただくなどいろんな手段があります。これらの中の一つのツールとして、直接に生息地を規制で守る、という制度としてこの制度が位置づけられていると考えています。

委員：

布施にはよく行かせてもらいますので、山の斜面と水域が一体となってかなり自然が残されていると思うのですが、さらにこの後背地というか、その関連する地区など規制すべき区域はしっかり指定して、周知すべきだと思います。非常にわかりやすくなりますから。こういった方法などについても考えていただきたいなと思います。

部会長：

私自身もここに行ったんですが、この周囲のところが環境一見良さそうに見えて、どの分野からも大して注目すべきなものも出てこなかったことから、我々としても無理に山の部分まで範囲に含めよ、と主張しなかったという面もあります。

委員：

布施溜のほうですが、指定に係る希少野生動植物種のリストがあるのですが、これは絶

滅危惧種にほとんど近いのでしょうか？ただ、希少動植物種として列記されているのですか？

事務局：

この中で一番希少度が高いのはガガブタでございます、絶滅危惧種です。他は希少種になります。

委員：

あと、水質のところなんですが、ここのため池にはどこからかの排水が流れ込むということはないのでしょうか？ここの水はどこから来ているものなのでしょうか？

事務局：

ここの水は、集水域の山からすべて来ています。

委員：

では、農業かなんかの排水が入るなど、水質が急激に変わるということはないんですね？ここに、水質についての記述がないのはなぜかな？と思いましたが、そういうことですね。わかりました。

委員：

布施溜のほうですが、指定に関わる野生動植物種についてですが、鳥類でカイツブリが入っています。カイツブリは、滋賀を代表する種なのに数が減ってきているということから、一般的な意味合いを超えてレッドデータにいったものですから、ここに出てくるということと、一般のイメージが合わないんです。ごく普通ににいるカイツブリがなんでここに希少種としてあがっているんだ、と。ほかにあがっている希少植物とずれが生じているんです。そういう意味で、カイツブリが入るために、植物のほうの希少価値が、なんだカイツブリレベルの話をしているんだ、と誤解されそうで心配になります。

部会長：

それはそれで、別の方の委員会で、基本的には他の動物とおなじ基準でランクがついているのですから、そのような意見があるのなら、これから改訂版の作成に入りますので、その場で言っていただくとか、私からも主張しますが、整理しなくてはなりません。今の段階では、今のレッドデータブックに従わなくてはなりませんので、仕方が無いという気がしますね。

委員：

ちょっと違和感があるな、と感じられる方が多いかと思うのですが、聞かれたときに、今部会長がお話しされたようなことが、すっと答弁していただけるといいと思います。滋賀県下でカイツブリが生息できるような静水域が、過去から比べると大幅に減少しているという意味から、わざと入れたんだという意味を説明しないと、異様な感じがするというをお伝えしておきます。

それからもう一つ、両方の保護区に共通するのですが、地元には保存会のようなレベルの組織があるのか、誰がおらが町の特別地区を守ろうとしているのかというのをお聞きしたい。

事務局：

きわめて明確なのは、瀧樹神社のほうです。瀧樹神社は宮司さん、それから神社総代たちとユキワリイチゲ保全について話し合っております。これらの方が今後も保全に取り組んでいきたいとのこと。布施溜・新溜ですが、これは地元のため池ということで、布施区などの関与は非常に薄くなっております。しかし、もともとは布施区が利用してきたため池でございますので、管理主体は布施区と考えています。ただし、今のところ利用していないので、管理等の一部は東近江市が行います。ですので、東近江市、住民等と協力して、という表現をしております。

部会長：

では、布施溜のほうは、保全に取り組んでいこうという組織は無い、ということですね。

委員：

隣接して公園が作られているので、地元があそこを大事にしようと思っておられるのかなと感じる一面、工場がすぐそばにありますので、あそこからの下水はどうなっているのかな？と。コンクリートの壁一枚で隣接しているので、ちょっと心配になります。

続きですが、瀧樹神社のユキワリイチゲについて、これはもともと自生していた地域ということでしょうか。それとも、ある年代に、何らかの事情で移されて、それが立派に育っている、という歴史なんでしょうか？

事務局：

レッドデータブック上では、自生地として説明がされております。

委員：

では、過去からあのあたりに生育しており、それがだんだん狭められて現在に至っているという感じなのでしょうか。

事務局：

だと思います。

委員：

それですと、ますます重要ですね。

部会長：

単に希少だ、というレベルではなく、すべてレッドデータにランクがついている種なんですね。

委員：

ただ、並列に並んでいるとちょっと心配かな、と。ランク別に書いてもらった方が安心かな、と思いました。

あと、この資料は、私たち今日持ち出せるのでしょうか？どれも絶滅危惧種、ということであれば、こういう資料を持ち出すと、布施溜のあたりにこのような絶滅危惧種がいるということで、捕獲する人がでてくるおそれがありますよね。

事務局：

このような制度には、常にそのような懸念がつきまといます。ただ、一方で場所と種を指定しないと規制することができないので、バランスが難しいのですが。ただ、この2件については、この資料がそのまま告示されるものと認識しておりますので、本日回収させていただきましても、答申をいただければ後には告示しますので、お持ち帰りいただいて結構です。

委員：

でも、例えば、布施溜とか公表されたらすごく危険を感じるのですが。

事務局：

ただ、布施溜については、割と有名です。希少な水生植物がいるということで有名な池です。

委員：

京都府とかでは、言ったとたん無くなる、というパターンが結構あるので、私たち資料を持って帰れないんですよ。

事務局：

そのように種を伏せたこともあります。地元がそのような御懸念を強くお持ちの場合は、資料でも伏せたり。このことは、地元との話し合いの中でどこまでオープンにしようかということを決めますので、今回はこの資料についてはオープンになります。

委員：

湖国の自然100選を選ぶときに、瀧樹神社もあがっています。これを選ぶときに、そのような議論をいっぱいしました。守ってくれるのは地元しかないので、オープンする際には、地元とのバランスを考えなくてはなりません。希少なところと言えば、これ以外にもたくさんあるんですが、地元で守れないような危険性の高いところは、学術的に希少であっても外してある所もあります。

委員：

神社の方は、神社の関係者が守ってくださるのでしょうが、布施の方はどうなのかな？と思いました。

部会長：

そういった問題があるので、取り扱い注意で。今提出されている資料の中には、ガガブタがここにいますよ、というのは記載されていませんし。

部会長：

他何かありますか。

特に、案の修正が必要だ、という意見は出なかったようですが、これで答申ということでもよろしいでしょうか。

委員： 異議無し

部会長：

ありがとうございます。それでは、案については妥当と認められたと答申したいと思えます。

それでは、これでこの議題は終了したいと思えます。2つの議題が終わりましたが、その他として何かありましたら、事務局お願いします。

事務局：

事務局では「第10次鳥獣保護事業計画」の見直しを進めていきたいと考えております。この件につきましては、現在各方面と内容について調整をさせていただいている段階ですが、見直しの方向性について御説明をさせていただきたいと思えます。計画を変更するに当たりましては、後日改めて内容が固まりましたら御審議願いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは内容について御説明させていただきます。

説明

部会長：

どうもありがとうございました。ただいま説明のあったことについて御質問御意見ございますか。

委員：

対象鳥獣のところで、アライグマがあがっています。アライグマはアナグマやタヌキなどと意外と見分けが付きにくいのですが、これらをきちんと検証することを想定や準備したりしているのですか？

事務局：

錯誤捕獲については、そういったものをきちっと整備した上で、と考えています。

委員：

今、準備中ということですか。

事務局：

このような課題について関係者からも出されておりますので、課題について対処できるということが固まった上で、また御審議をお願いしたいと思います。

委員：

いいかどうかは別として、他の都府県ではアライグマだとわかるように、写真を撮っておいて確認してから、というのがあるようです。なかなか写真が撮れないという問題があるでしょう。もしくは、本当にアライグマかどうかを確認するために、捕獲個体の写真撮影を行って確認するなど、いろいろとあると思います。悪さをした痕跡を確認したらアライグマかどうかわかるなど、そのようなことについては是非整理していただきたいと思います。

もう一つ、法定猟法を使用しない捕獲、というのは例えばどのようなものが想定されるのですか？

事務局：

一番想定されるのは、卵を手で取るということです。あとは棒でたたく。あるいは虫取り網のようなもので捕獲する、などが想定されます。一番、この合理化で考えているのは、卵を捕るということです。

部会長：

棒で叩いたら、殺傷になるじゃないですか。

事務局：

棒で叩くのは、カラス、ドバト、外来獣に限られますので、実際には難しいかなと思います。

委員：

ちょっと具体的にお聞きします。ニホンジカがネットに引っかかった、という事例がありますね。この場合、市町からの要請で猟友会が行っていましたが、これは市町の職員が行って、棒で叩いて殺しても良い、ということですか。

事務局：

その場合は、法人による許可申請になります。例えば大津市であれば、大津市の申請で、職員に従事者にいれておけば大丈夫です。

委員：

大津市の職員に従事するのですか。今までは、大津市からの依頼で、猟友会の人が行っていましたが、そのようなことが無くなるのですね。

事務局：

それは、市町がどう対応するかによります。例えば、かなり暴れており押さえつけるの

が難しいということであれば、猟友会に要請することになるでしょうし、かなり弱っていて、とどめを刺すだけならば、職員の判断で職員がやられることもあると思います。それは、その場で判断することになると思います。

委員：

人家の端などでは、特定猟具使用禁止区域などになっている場合がありますね。ここ以外の場でもいいのですか。

事務局：

もともと法定猟法以外のものについては、狩猟免許はいらなかったという話なので、免許を持っていない人でも従事することができるようになった。しかし、従事者として申請をして認められなくてはなりませんので、市の職員が緊急対応で実施するのであれば、市長がその職員を前もって指定しておかなくてはなりません。

委員：

ということは、今までの解釈ではなくなった、と。もともとはどうもなかったということですか。難しくしすぎていたということですか。

事務局：

そうです。

委員：

それをやる上で、重要なことですが、きちっと安楽殺であるのかどうか、どこかでチェックする機能を持っておかないと行けないと思います。よほど上手な方でないと、例えば撲殺は技術のいることですから、安楽殺が可能なのかどうかをチェック入れないと、殴り殺しなどになるとまずいと思います。

委員：

おっしゃるとおりワナの問題でも、締め付け防止金具であるとか、ワイヤーの太さについても規制されていますね。これは苦しめて殺すのを防ぐ措置ですよ。これと矛盾しないような形で実施しないと困りますね。

事務局：

はい。もちろん許可を出すときには、捕獲の方法等もふくめて申請をしていただきます。この上で、この方法が鳥獣保護法の趣旨に則って妥当かどうかの審査をします。ここで告示しているのは、変更案の概要ですので、細かい現場の運用までは書いておりませんので、今御指摘いただいた点については、十分検討したいと思います。

委員：

そうしないと、また問題になりますよ。大日本猟友会から環境省にクレームがいく可能

性もありますよ。

部会長：

今いわれた様なことは考慮してください。

これはいつも言うようなことなのですが、カラス、ドバトなどの表現について、名前の問題なのですが、カラスというカラスはいませんし、ドバトは和名なのかしれませんが、それに対してイタチとチョウセンイタチはイタチ類ではなくわざわざ分けてあるというような、不一致というか不統一についてはどうなんですか。分類をやっている人間としては非常に違和感を感じますね。

委員：

カラス類、という表現は困ります。カラスの中には希少な種もあります。

委員：

ドバトとそれ以外について、見分けはたぶんできないでしょう。ドバトである、と確信して捕獲するのは無理ですよ。

委員：

対象種については、かなりきちとしたほうがいいんじゃないですか。そうではいとむちゃくちゃになりますよ。

委員：

殺傷を伴わなければ、対象種に制限無しとなっていますが、極端な話、希少種でもいいということですか？

事務局：

もちろんそれは、別の法律で規制されております。鳥獣保護法で許可の対象であるからといって、何でも捕れるわけではありません。我々としてもそのあたりは考えてやります。

委員：

カワウの話に戻りますが、例えば今までならば、卵のある巣をとるときには許可をもらっていたのですが、これからはいらぬ、ということですか。

事務局：

これは、そもそも、許可の範囲を合理化したということですので、許可不要のものをここに書いているわけではありません。許可対象でございますので、許可はいります。ただ、許可を申請する人が、狩猟免許をお持ちでなかったらだめでしたので、申請できる対象が増えた、ということです。

委員：

カラス、ドバト、外来獣とありますね。これら殺傷を伴わない場合は、他の所に勝手に

放してもいいのですか？例えば檻に入ったやつをよそに持って行って。これでは、ただ他の所に被害が起きるだけではないですか？

委員：

外来種をよそにリリースは別の法律で規制されていますよね。

事務局：

外来獣については、原則殺処分という方向性です。

部会長：

あくまで、「獣」なんですね。「ほ乳類のみ」なんですね。

委員：

外来獣は生態系を守るために、殺処分ということですね。

事務局

外来獣として今想定しているのはアライグマとハクビシンですので、これを手広くひろげるといふ考えは、今のところありません。

委員：

具体的な話で、身近に起きる問題としては、カラスだと思います。例えば、住宅団地で自治会長さんなどがゴミをあさってかなわないからなんとか始末をしようとしたときなどは、これに該当するんですか？

事務局：

成鳥を捕まえることは難しいとは思いますが、この合理化で可能にはなりません。許可対象に自治会長さんなり、マンションでしたら管理組合の構成員がはいります。ただ、捕獲は難しいので、追い払いなどを行っていただく、ということになると思います。

それでは、変更案については現在検討中ですので、本日頂きました御意見を含め、さらに検討を進め、改めて御審議をお願いしたいと思います。

部会長：

それでは、これで本日の自然環境部会を終了します。委員の皆様には、長時間にわたり熱心に御議論いただきありがとうございました。

事務局：

部会長ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたり熱心に御議論いただきありがとうございました。それでは、これで終了としたいと思います。ありがとうございました。

以上